

Nozomi-Planningレポート

令和3年11月号 Vol.179



撮影地 兵庫県神戸市 「スイーツの秋」
撮影者 谷口 貴恵

●今月のTOPICS●

【労災保険・助成金情報】

- ・20年ぶりに改正された
脳・心臓疾患の労災認定基準
- ・くるみん・プラチナくるみん認定で
50万円が支給される助成金

【社会保険情報】

- ・2022年1月から変更となる
傷病手当金の支給期間の通算

【経営情報】

- ・コロナ禍における入・離職状況

【その他情報】

- ・春・夏・冬のはなし Vol.131
- ・今月の書籍紹介
「日航123便墜落 遺物は真相を語る」
- ・11月の税務と労務の手続き
[提出先・納付先]

のぞみプランニングは「人」に関わるエキスパートとして、人事・労務管理のサポートを通じてお客様の成長・発展に寄与し、そこで働く全ての従業員様・ご家族様・お客様の満足度向上を応援する社会保険労務士を中心とした労務コンサルティング会社です。お客様と共に私たちも成長・発展し、喜びを分かちあい、心を結び合えるよう努めています。

【発行元】 合同会社ヒューマンアシスト
社会保険労務士 水田 かほる
〒652-0811 神戸市兵庫区新開地 4-3-7-1404
TEL (078) 360-1170 FAX (050) 3737-1056

【企画・編集】 合同会社/社労士法人のぞみプランニング
〒530-0012 大阪市北区芝田 1丁目 4-17-5F
TEL (06) 6377-6177 FAX (050) 3488-0145
理念：「共に学び、共に育み、共に分かち合う」
<http://www.nozomiplanning.com/>

20年ぶりに改正された 脳・心臓疾患の労災認定基準

業務による過重な負荷が加わり、脳内出血や心筋梗塞をはじめとした一定の脳・心臓疾患を発症したときには、厚生労働省が示す基準に沿って、業務に起因する疾病として労災保険の給付対象となるかの判断が行われます。この基準であるいわゆる「過労死認定基準」が今回、20年ぶりに改正されました。以下では、新しい基準のポイントを確認します。

1. 労働時間以外の判断基準

認定基準は、長期間の過重業務、短期間の過重業務、異常な出来事の3つに分けて判断されます。このうち、長時間の過重業務の判断では、発症前1ヶ月におおむね100時間または発症前2ヶ月間ないし6ヶ月間にわたって、1ヶ月あたり80時間を超える時間外労働が認められる場合について、業務と発症との関係が強いと判断されていました。

この時間外労働にかかる基準に加え、これらの時間に至らなかった場合も、これに近い時間外労働を行った場合には、2の「労働時間以外の負荷要因」の状況も十分に考慮し、業務と発症との関係が強いと判断されることになりました。

2. 労働時間以外の 負荷要因の見直し

長期間の過重業務、短期間の過重業務では、労働時間以外の負荷要因も評価されます。この負荷要因については以前から示されていましたが、今回、「休日のない連続勤務」、「勤務間インターバルが短い勤務」等が追加されました。勤務間インターバル(※)は、おおむね11時間

未満での勤務の有無、時間数、頻度、連続性等について検討し、判断に用いられます。

※終業から次の勤務の始業までのことをいう。

3. 業務発症と関連性が 強いとされる内容

短期間の過重業務、異常な出来事では、業務と発症との関連性が強いと判断される負荷要因が示されています。具体的には以下の内容です。

[短期間の過重業務]

- ・発症直前から前日までの間に特に過度の長時間労働が認められる場合
- ・発症前のおおむね1週間継続して、深夜時間帯に及ぶ時間外労働を行うなど過度の長時間労働が認められる場合

[異常な出来事]

- ・業務に関連した重大な人身事故や重大事故に直接関与した場合
- ・著しく暑熱な作業環境下で水分補給が阻害される状態や著しく寒冷な作業環境下での作業、温度差のある場所への頻回な出入りを行った場合 等

特に休日が取れないような連続勤務や勤務間インターバルが労働時間以外の負荷要因に追加されたことは注目すべきことであり、連続勤務となっていれば最低限週1日は休ませたり、長時間労働が続いている場合には次の日の始業時刻を遅くしたりするなどして、過重労働を防止するための取組みが一層求められます。

くるみん・プラチナくるみん認定で 50万円が支給される助成金

次世代育成支援対策推進法では、常時雇用する労働者数が101人以上の企業に、一般事業主行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局長に届け出ることを義務付けています。この行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の基準を満たした場合、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができます。今回、10月より、くるみん認定を受けた際の助成金の制度が設けられました。

1. くるみんの認定基準

くるみんの認定を受けるには、10項目の認定基準をすべて満たす必要があります。以下ではその中から5つをとり上げます。

- ① 次の(1)または(2)のいずれかを満たしていること
 - (1) 男性従業員のうち育児休業等を取得した人の割合が7%以上であること
 - (2) 男性従業員のうち、育児休業等を取得した人および企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者の割合が、合わせて15%以上であり、かつ、育児休業等を取得した人が1人以上いること
- ② 女性従業員の育児休業等取得率が75%以上であること
- ③ 3歳から小学校就学前の子どもを育てる従業員について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置または始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じていること
- ④ 計画期間の終了日の属する事業年度において次の(1)と(2)のいずれも満たしていること
 - (1) フルタイムの従業員等の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月45時間未満であること
 - (2) 月平均の法定時間外労働60時間以上の

従業員がいないこと

- ⑤ 以下のいずれかの措置について、成果に関する具体的な目標を定めて実施していること
 - ・ 所定外労働の削減のための措置
 - ・ 年次有給休暇の取得の促進のための措置
 - ・ 短時間正社員制度、在宅勤務、テレワーク
その他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置

なお、2022年4月1日からくるみん認定・プラチナくるみん認定（くるみん認定企業のうち、より高い水準の取組みを行った企業が、一定の要件を満たしたときの認定）の基準について見直しが予定されています。

2. 10月より創設された助成金

従業員の仕事と家庭の両立を図るために必要な取組みを支援するために、くるみん認定・プラチナくるみん認定を受けた常時雇用する労働者数300人以下の中小企業に対し、50万円の助成を行う制度が設けられました。

中小企業子ども・子育て支援環境整備助成事業として内閣府が実施するものであり、事業の実施は一般財団法人 女性労働協会が行います。対象期間は今年10月から2027年3月末までの予定となっています。

くるみん認定を受けると、くるみんマークを広告や商品、ホームページ、パンフレットなどに使用でき、広く仕事と育児の両立を行っている企業として対外的にアピールできます。今後、従業員の仕事と家庭の両立を図るための取組みのひとつとして、このくるみんの認定を検討してみてもよいでしょう。

2022年1月から変更となる 傷病手当金の支給期間の通算

このコーナーでは、人事労務管理で問題になるポイントを、
社労士とその顧問先の総務部長との会話形式で分かりやすくお伝えします。



総務部長

当社にはガンの治療をしながら仕事をしている従業員がいます。最初にガンが判明したとき、手術のために1ヶ月ほど入院していました。その後、仕事を続けながら、治療が必要なきときには年次有給休暇を取りながら通院していました。



社労士

そうですね。治療と仕事の両立をされていたんですね。



はい、周りの従業員も協力的だったのでその後の抗がん剤の治療もできたのですが、先日、残念ながら再発が判明し、再度入院をすることになりました。そこで、本人が収入の心配をしています。以前に受給した健康保険の傷病手当金を今回も受給できますよね。



傷病手当金は、業務外の病気やケガで会社を休んだ時に一定の要件を満たすことで受給できるものです。同じ病気やケガの場合には支給される期間が決まっており、受給を開始した日から最長1年6ヶ月までとなっています。前回、入院されたのはいつ頃でしょうか。



確か1年ほど前だったような覚えがあります。ただ、休んだ期間も1ヶ月程度だったので、まだ1年5ヶ月くらいはもらえると思っています。



現在の傷病手当金の支給期間は、暦で通算することになっており、仕事に復帰した期間も含め、1年6ヶ月です。そのため、受給した期間がたとえ1ヶ月しかなくても、すでに1年間受給していることになります。

この従業員の方のように、治療と仕事の両立で、働くことのできない期間と働くことのできる期間が交互になることもあります。そのため、2022年1月1日からは暦の通算ではなく、支給された期間を通算して最長1年6ヶ月受給できるように変わります。



それは良い変更ですね。この従業員の場合、受給を開始した日からすでに1年ほど経過していますが、どのように考えるのでしょうか。



はい、2021年12月31日までは現在の法律である暦での通算が適用されます。そして、2022年1月1日時点で1年6ヶ月に満たない期間（残っている期間）があるときは、支給された期間を通算することになります。



なるほど、今回の治療でどのくらいの期間休むかわかりませんが、いずれにしても1年前から暦での通算が始まっていることを伝えて、治療計画にも役立ててもらう必要がありますね。ありがとうございました。

ONE POINT

- ①2022年1月1日以降、傷病手当金の支給期間が暦の通算から支給期間の通算に変更となる。
- ②2021年12月31日に傷病手当金を受給している被保険者は2021年12月31日まで暦の通算となり、2022年1月1日以降は支給期間の通算となる。

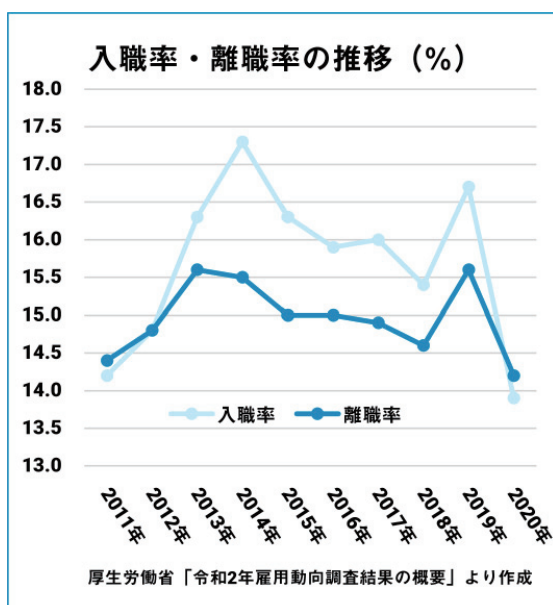
コロナ禍における入・離職状況

新型コロナウイルスの感染が長期化し、企業経営にもさまざまな影響を与えています。ここでは8月末に発表された調査結果※から、2020年の産業別の入・離職状況をみていきます。

離職が入職を上回る

上記調査結果によると、2020年の年間入職者数は約710万人（入職率13.9%）、離職者数は約727万人（離職率14.2%）で、離職者数が入職者数を上回りました。これは2011年以来のことです。

直近10年間の入職率と離職率の推移は下グラフのとおりです。



産業別の入・離職状況

次に2020年の産業別の入・離職率と入職超過率をまとめると、右表のとおりです。

入職率は宿泊業、飲食サービス業が26.3%で20%を超えました。離職率も宿泊業、飲食

サービス業が26.9%で、20%を超えています。その他、サービス業（他に分類されないもの）、教育、学習支援業、生活関連サービス業、娯楽業では、入・離職率ともに15%を超えました。

入職超過率は入職超過になった産業が7、離職超過が6となりました。最も高いのは、情報通信業の5.4ポイントで、最も低いのは、生活関連サービス業、娯楽業のマイナス2.6ポイントでした。

産業別入・離職率と入職超過率（%、ポイント）

	入職率	離職率	入職超過率
全体	13.9	14.2	-0.3
建設業	10.0	9.5	0.5
製造業	7.8	9.4	-1.6
電気・ガス・熱供給・水道業	7.9	10.0	-2.1
情報通信業	14.6	9.2	5.4
運輸業、郵便業	14.5	13.3	1.2
卸売業、小売業	12.0	13.1	-1.1
金融業、保険業	8.1	7.7	0.4
不動産業、物品賃貸業	15.5	14.8	0.7
学術研究、専門・技術サービス業	11.4	10.3	1.1
宿泊業、飲食サービス業	26.3	26.9	-0.6
生活関連サービス業、娯楽業	15.8	18.4	-2.6
教育、学習支援業	16.2	15.6	0.6
サービス業（他に分類されないもの）	17.5	19.3	-1.8

厚生労働省「令和2年雇用動向調査結果の概要」

地域によって新型コロナウイルスの感染状況や経済状況は異なりますが、この結果からは、サービス関連産業で離職超過の状態が多くなっています。

※厚生労働省「令和2年雇用動向調査結果の概要」

5人以上の常用労働者を雇用する事業所から、産業、事業所規模別に層別して無作為に抽出した約15,000事業所を対象にした調査です。常用労働者は期間を定めて雇われている者または1ヶ月以上の期間を定めて雇われている者をいいます。入（離）職率は、年初の常用労働者数に対する入（離）職者数の割合をいい、入職超過率は入職率から離職率を引いたもので、プラスであれば入職超過、マイナスであれば離職超過となります。詳細は次のURLのページから確認いただけます。
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/koyou/doukou/21-2/index.html>



Vol.131

八崎さんの

春・夏・冬のはなし



— SDGs ブームは本物か —

春まだ浅い3月、私が所属するライオンズクラブでは恒例の“メンバースピーチ例会”の日であった。登場するメンバーの話題は各人各様だが、多くは自分の仕事又はその業界に関するテーマが主のようだ。そんな中で女性メンバーのひとりが取り上げたのは“私のSDGs”であった。配布された資料の書き出しは、次のような文で始まっていた。

「SDGsとは??持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals・SDGs)として知られる期限を定めた測定可能な17の目標は、“2030アジェンダ”の中核をなす。…中略…アジェンダとその実施は国家の責任であるが、包摂的でなければならぬと強調している。…成功するには、グローバル、国家、地域、地方のレベルで、すべての人々やステークホルダーによって行動がとられなければならない。…」そして続いて17の目標について各々解説が付いている。

国連が提唱する文章の翻訳文である為か、日常あまり使わない文語的用語や、心に響くような文章になっていないのが残念であったが、17項目が切手のシートのように並べられている図示は頭に焼きついていてた。

それから20日程経ったある日、私にとって興味がありそうな新聞記事が目に入った。4月に開催される医学講座の日程表である。そして驚いた事に、その公開講座の下に書かれているのが[SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS]と、あの見覚えのある切手シート風の図、「4. 質の高い教育を、みんなに」であった。

それからは、次々と“SDGs”の文字が目につき、まさにブーム到来の様相である。

4月、新聞のほぼ全面に掲載されたのが「JIKA 国際協力中学生・高校生エッセイコンテスト優秀作品発表」の記事で、その最優秀賞の題を見て驚いた。それは「世界の生理事情から考えるSDGsの達成とは」で、高校3年の女生徒の作品であった。要旨は、女性の生理の時に使用しているナプキンを使い捨てではなく、布製にすることによって、貧しい国々の女性を救い、莫大な焼却コストの削減にもなるという。そして家庭課の授業で縫い始めたというものであった。

8月、地元の商工会議所が発行している月刊誌の中には「2030 SDGs ゲーム体験、参加者募集」のちらしが、更にもう1枚には「SDGs視点によるビジネスチャンスと価値創造—大阪万博は、目指す目的から“SDGs万博”と言われている」そして4回にわたるセミナーを計画、募集しているのである。

最近の新聞を見ると、10月11日には「遊んで学ぶSDGs—地域の課題をゲームで解決」と滋賀県の事例を紹介。14日には「駆除動物の皮、広がる革製品—SDGsで貢献できる目標」食用肉だけでなく財布、名刺入れの作製、そして切手風の図、「12. つくる責任、つかう責任」を示している。同じ日、別の新聞には「山田方谷の精神に学ぶ…SDGsの実現へ」医療関係会社の全面広告記事であった。

最後にもう一件、「朝晴れエッセー9月月間賞」が週末の土曜日に大きく掲載されているのだが、その横になぜか「SDGs—magniflex」の文字が。

考えてみれば、SDGsは別に新しい発想でもなく、誰もが一過性でなく永続的な目標、計画を立て、その成功の為に英知を絞るのは人間の本能でもあろう。過日のパラリンピック時に聞いた言葉は「彼等(出場者)は毎日がSDGsの実行者であり、その成功者でもある…」と。企業がSDGsを考える時、思い出されるのは昭和50年代に多くの企業に取り入れていた“TQC活動”であり、管理職に徹底させたケブナー・トリゴーの4つの思考(課題、原因、最適案、実行上のリスクとその対策)の活用であった。

衆院選の候補者までもが車上で訴えていた「持続可能で豊かな国づくりの実現を目指します」

筆者紹介：八崎輝義 日本チバガイギー社(現ノバルティスファーマ)教育研修課長、取締役人事統括部長、京都薬科大学常任理事、現京薬会相談役。著書“今知っておきたいエイズ”、“京薬会の120年の軌跡”等執筆。



今月の書籍紹介～一押しの一冊をご紹介します～

「日航123便墜落 遺物は真相を語る」

著者：青山透子

(出版社 河出書房新社 1650円＋税)

昭和60年8月12日にJALのジャンボ機が墜落して520名が死亡(4名生還)した事故を憶えていらっしゃいますか？ 36年前の出来事なので、まだ生まれていない読者も多いことと存じます。原因はその7年前の同機体のしりもち事故の修理ミスにより、圧力隔壁破壊による墜落ということで、製造元のボーイング社もこれを認めています。

ところが、この本によると「自衛隊の訓練用の飛翔体が誤って発射され機体の垂直尾翼に当たったのではないか」とあります。当時、私は大学生でしたが、墜落地点がいつになっても二転三転し特定できず、救助開始に14時間もかかったことにいら立ちを感じたことをよく憶えています。

国は、本当の墜落原因が国民に知れるとまずいので、御巢鷹山に墜落していることをわかっていることを隠して、マスコミを通じニセの情報を故意に流し、現場をかく乱して時間を稼ぎ、その間に現場から墜落原因となった飛翔体の残骸を秘密裏に回収し、さらに現場を火炎放射器で焼き尽くし、証拠隠滅を図ったのでないか、その証拠に明らかにジェット燃料以外のものが現場から検出されていること、また遺体があり得ないほど燃え尽きて炭化していること、また炭化するほどの黒焦げの遺体のそばに、まったく焼けていないぬいぐるみやカバンなどがあったことなど、不自然なことがたくさんあります。すぐに救助活動にとりかかっていればもっと多くの命が助かったかもしれないと思うと残念でなりません。

「まさか…」と思いながら読み進めましたが、証言と状況証拠、分析により「十分考えられる」との思いに変わりました。同様の仮説は、他の著者も書籍出版やYouTubeで発表されています。改ざんされたとか考えられないコクピットのボイスレコーダー、横田基地に着陸しようと旋回した飛行経路を消されている、など疑惑だらけです。国は自衛隊による不祥事により民間機を墜落させてしまった事実を隠すため、不時着できたかもしれない123便の横田基地への着陸を「失敗したら数倍の犠牲者が出る」との理由で強行阻止し、かわりにファントム機により群馬の山岳地帯に誘導し4つのエンジンのうち、1つを迎撃し、墜落させたのでは、という説もあります。背筋が寒くなりますが、「事実を知る生還者がいるとまずい、全員死亡すれば証言者はいない」との理屈です。実は昭和46年にも自衛隊機と全日空機が空中衝突し162人全員が死亡するという事件(雫石事件)があり、続いて今回の事件となると自衛隊に対する世間のバッシングは相当なものとなると恐れおののきの所業でしょう。

墜落前の123便の後ろをファントム2機が追尾していたことを目撃した人はたくさんいます。また、墜落現場が特定できてないとされていた時間帯に御巢鷹山でヘリコプターが何かをつり上げていたという目撃情報もあります。

国は、国民に知れたらまずい情報を隠そうとします。最近の例では、自衛隊南スーダン日報問題や森友・加計問題です。政府の言い訳は「廃棄済みのため文書開示不可」ですが123便の件についても情報開示を求めているものの、頑なに応じようとしません。

このままでは520人の犠牲者は浮かばれません。興味あるかたは是非ご一読下さい。

(執筆 紺田 浩)

～今月から不定期で人材開発部の講師のコラムをお届けします～

社会・経済の構造が日々大きく変化する「大変革時代」が到来し、国内外の課題が増大・複雑化する中で科学技術イノベーション推進の必要性が増しています。内閣府が出した第5期科学技術基本計画によると「Society 5.0は、Society 1.0からSociety 4.0に続く新たな社会を指す」と発表されています。Society 1.0とは狩猟や採集を生活基盤としていた狩猟社会。Society 2.0は、作物を育て収穫していた農耕社会です。Society 3.0は機械製品の発展などに伴う工業社会であり、Society 4.0はネットワークで繋がった情報社会です。Society 5.0が目指す社会は、IoT、AIを活用することで、自動車の自動運転やロボットによる倉庫内作業の支援、ドローンによる宅配など、必要なときに必要なサービスが提供される社会の実現です。Society 5.0の社会に向けデジタル化が加速していく中、更に企業の成長に不可欠な人材の育成が課題になっています。人生100年時代で求められる能力は、①自ら考え、行動することのできる能力(主体的)②多様性と柔軟な発想で新しい考え方を生み出すことのできる能力です。このような能力を高めるためには探求心・応用力・洞察力・柔軟性・コミュニケーション力、論理的思考等を磨く必要があります。このことで人間にしかできない創造力が高まってきます。先行き不透明な社会で多様なニーズに対応するには、何から取り掛かればよいか迷われるのは当然です。予測が困難な時代はまずアクションをすることだと言われています。悩んでいる間に時代は猛烈なスピードで過ぎ去っていきます。まずはご相談から始めませんか。貴社の課題解決に対応できるプロ講師が人材育成のご提案いたします。

(人材開発部 柿原 まゆみ)



<11月の税務と労務の手続【提出・納付先】>

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出
＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞
[公共職業安定所]

15日

- 所得税の予定納税額の減額承認申請書
(10月31日の現況)の提出[税務署]

30日

- 個人事業税の納付＜第2期分＞
[郵便局または銀行]
- 所得税の予定納税額の納付＜第2期分＞
[郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付
[郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出
[年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況
報告書の提出
[公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出
(雇用保険の被保険者でない場合)
＜雇入れ・離職の翌月末日＞
[公共職業安定所]

～ちょっとブレイク～



撮影者コメント

「気温が徐々に下がり、秋を感じる今日この頃。秋といえば、皆様は何を思い浮かべますか？食欲の秋、読書の秋、芸術の秋、スポーツの秋……。他にも様々ありますが、秋は他の季節とは違って『〇〇の秋』と表現されることが多い季節です。一説では、秋は気候的に過ごしやすく、物事を行うにも適切な時期であるため、このように表現されるようになったそうです。皆様も新たな秋の楽しみ方を見つけてみてはいかがでしょうか？」

撮影者 谷口 貴恵

当事務所より一言

9月末に緊急事態宣言が全国的に解除され、感染者数も各地で大幅に減少、ようやく新型コロナウイルスも終息に一步近づいた感があります。しかしながら、第6波の到来も噂され、まだまだ油断できない日々が続きますね。

私も緊急事態宣言解除後は控えていた外食を解禁し、お昼休憩は事務所近くの飲食店で食べる回数も増えてきました。お弁当やテイクアウトにはない、お店の中で作り立ての食べ物を食べられることの喜びをかみしめる日々です。

コロナ禍は、世の中の当たり前をガラッと変えてしまいましたね。今となってはマスクをして外出するのが当たり前となり、マスクせずに外に出ると、とてつもない違和感を覚えます。

私は銭湯めぐりが趣味で、緊急事態宣言解除後は近くの銭湯に足しげく通っているのですが、最近不思議なことに、浴場にマスクを着けたまま入ろうとする人をよく見かけます。銭湯側も『浴場ではマスクはしないで！』と注意喚起の張り紙をしていますし、マスクがお湯にぬれると呼吸ができず、大変危険であることは容易に想像がつくと思うのですが、マスクが当たり前になりすぎて、付けていることも忘れてしまうほどになってしまっているのでしょうか。

大抵の人はマスクに気づくと、あわてて脱衣所に戻られます(笑)。

私共は、いかに世の中の当たり前が変わろうとも、お客様に寄り添い、良きパートナーとして皆様のお役に立てるよう日々奔走してまいります。今後ともどうぞ宜しくお願い致します。

今月ものぞみプランニングレポートを手に
お取りいただき、ありがとうございます。

by 福井 啓人

